

地域再生計画書本体新旧対照表

旧	新
<p>1. 地域再生計画の名称 人もまちも煌めくまちづくり計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 岐阜県、下呂市</p> <p>3. 地域再生計画の区域 下呂市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行なう事業</p> <p>5 - 1 全体の概要 現在実施中である国道257号の改築と併せて、下呂市馬瀬黒石地区において地域の生活道路として、また国道257号の迂回路として重要な「市道川西線」(<u>H16.3.1 認定</u>)の改良事業を実施することにより、異常気象時における交通手段の確保を図る。 また、下呂市小坂町落合地区において厳立峡と濁河温泉地区の一体整備と併せて、アクセス道路である「市道落合3号線」(<u>H16.3.1 認定</u>)の改良事業を実施することにより、幅員狭小箇所を解消し通行の安全確保を図る。 さらに、旧萩原町と旧下呂町を結ぶ「森林基幹道下呂～萩原線」(<u>飛騨川地域森林計画 H16.12.24 岐阜県告示</u>)の開設、「林道蓮坂線」(<u>飛騨川地域森林計画 H16.12.24 岐阜県告示</u>)の改良事業を行うことにより、森林施業の効率化と間伐事業をより一層推進させる。</p> <p>5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行なう事業 道整備交付金を活用する事業 ・事業主体 市道 <u>岐阜県、下呂市</u> 林道 <u>岐阜県、下呂市</u></p>	<p>1. 地域再生計画の名称 人もまちも煌めくまちづくり計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 岐阜県、下呂市</p> <p>3. 地域再生計画の区域 下呂市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行なう事業</p> <p>5 - 1 全体の概要 現在実施中である国道257号の改築と併せて、下呂市馬瀬黒石地区において地域の生活道路として、また国道257号の迂回路として重要な「市道川西線」の改良事業を実施することにより、異常気象時における交通手段の確保を図る。 また、下呂市小坂町落合地区において厳立峡と濁河温泉地区の一体整備と併せて、アクセス道路である「市道落合3号線」の改良事業を実施することにより、幅員狭小箇所を解消し通行の安全確保を図る。 さらに、旧萩原町と旧下呂町を結ぶ「森林基幹道下呂～萩原線」、<u>旧馬瀬村と旧金山町を結ぶ「森林管理道坂本～弓掛線」、旧小坂町地内の「森林管理道古子線」、旧萩原町地内の「森林管理道出水洞線」、旧下呂町地内の「森林管理道下呂支線」</u>の開設、「林道蓮坂線」の改良事業を行うことにより、森林施業の効率化と間伐事業をより一層推進させる。</p> <p>5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行なう事業 道整備交付金を活用する事業 <u>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</u></p>

- ・ 施設の種類 市道、林道
- ・ 事業区域 いずれも下呂市
- ・ 事業期間
市道（平成 17 ～ 21 年度）
林道（平成 17 ～ 21 年度）
- ・ 事業費
総事業費 12 億 5 千 6 百 9 0 万円
（うち交付金 6 億 5 千 9 百 2 0 万円）
市道 6 億 5 百万円
（うち交付金 3 億 2 百 5 0 万円）
林道 6 億 5 千 1 百 9 0 万円
（うち交付金 3 億 5 千 6 百 7 0 万円）
- ・ 整備量
市道 1 . 3 km
林道 5 . 0 km

5 - 3 その他の事業
該当なし

6 . 計画期間

市道；道路法に規定する市町村道については平成16年3月1日に認定済み。
林道；森林法による飛騨川地域森林計画（平成14年4月1日樹立）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域） 事業主体]

- ・ 市道（下呂市） 岐阜県、下呂市
- ・ 林道（下呂市） 岐阜県、下呂市

[事業期間]

- ・ 市道（平成 17 ～ 21 年度） 林道（平成 17 ～ 21 年度）

[整備量及び事業費]

- ・ 市道 1 . 3 km、林道 9 . 6 km
- ・ 総事業費 2 , 2 6 4 , 8 8 0 千円
（うち交付金 1 , 1 6 9 , 0 9 0 千円）
（内訳）
市道 5 9 5 , 0 0 0 千円
（うち交付金 2 9 7 , 5 0 0 千円）
林道 1 , 6 6 9 , 8 8 0 千円
（うち交付金 8 7 1 , 5 9 0 千円）

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「人もまちも煌めくまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

間伐等の森林整備事業の実施

災害に強い森林づくりを推進するため、間伐等の森林整備事業の実施を促進する。

森林整備に必要な林内路網の整備

間伐等の森林整備を効率的、効果的に実施するため、必要な林道や作業道等の路網整備を促進する。

地域における道路整備の促進

異常気象時における市内周辺部からの生活道路の通行確保のため国道 2 5 7 号の整備を促進する。

交流産業の振興促進

交流産業の振興を促進するため、厳立公園・濁河森林公園の整備を推進するとともに、アクセス道である林道「椹谷線」の整備を推進する。

6 . 計画期間

平成17年度～平成21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「人もまちも煌めくまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

国道257号の整備

厳立公園・濁河森林公園の整備

林道「榎谷線」の整備

間伐等の森林整備事業の実施

森林整備に必要な林道等の整備

平成17年度～平成21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。